

「市民が主人公」、平和で豊かな社会の実現に がんばります！今年もよろしくお願ひします。



日本共産党市会議員団は、「市民が主人公」、平和で豊かな社会の実現に、ひきつづき全力をつくします。今年もよろしくお願ひします。

長年続く自民・公明政治のもと、社会保障の後退、年金や賃金の抑制などによって暮らしも経済も停滞してきた上に、物価高騰が市民や中小業者のみなさんに大打撃を与えています。

議員団は、物価高騰対策、子どもの貧困対策、PF0A汚染対策、鳥飼まちづくりグランデザイン、防災対策の重点要望のほか市民生活に直結した156項目の要望を盛り込んだ予算要望書を市長と教育長に提出しました。その具体的な検討、実現に取り組んでいきます。

今年は秋に市長選挙が行われます。「住民の福祉の増進」という地方自治体の役割をはたす摂津市に変えるために、みなさんと力を合わせてがんばります。

ひきつづきご支援とともに、ご意見やご要望をお気軽にお寄せください。

「2024年能登半島地震災害募金」へのご協力を訴えます

日本共産党中央委員会

1日に石川県能登地方を震源とする地震が発生し、広範囲にわたり強い揺れが生じました。余震はさらに続くと見込まれます。また、地震直後には津波も発生しています。

犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表します。被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

現在、必死の救命、救急の活動が行われていますが、今後も被害が拡大するとみられます。

日本共産党は、志位和夫委員長を本部長、小池晃書記局長を本部長代理とする「2024年能登半島地震災害対策本部」をたちあげ、被災地の党组织、国会・地方議員が要望の聞き取り、調査・救援活動にとりこんでいます。また、今後も被災者のニーズに応じた活動をしていきます。

そこで、全国のみなさんに災害救援募金へのご協力を訴えます。

お預かりした救援募金は、日本共産党の政治活

動のための資金と区別し、全額を被災者救援、被災自治体への義援金に充てます。

募金は、下記で受け付けています。

【郵便振替】

□座番号 00170-9-140321

加入者氏名 日本共産党災害募金係

*通信欄に「能登半島地震募金」とご記入ください。手数料はご負担願ひします。

日本共産党市会議員団速報

NO.241

発行 2024年1月11日
日本共産党摂津市会議員団
〒066-0383 111-1111
072-638(0007)
内線 (3335)3336
メール info@setsu.jp-web.net

摂津市子どもを虐待から守る条例（案）への意見募集 （パブリックコメント）の実施について（市ホームページより）

摂津市では、子どもを虐待から守る条例（案）について、意見を募集します。いただいた意見への回答は、市ホームページにて公表します。

閲覧場所

市役所（1階情報コーナー、6階家庭児童相談課）、コミュニティプラザ、別府コミュニティセンター、いきいきプラザ、各公民館、各図書館、正雀市民ルーム、地域福祉活動支援センター、公私立保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所

閲覧期間

令和5年12月26日（火曜日）から令和6年1月25日（木曜日）まで

提出方法

1. 持参の場合 家庭児童相談課（摂津市役所新館6階）
2. 郵送の場合 〒566-8555 三島1丁目1-1 摂津市家庭児童相談課 行
3. ファックスの場合 06-6319-5066
4. 電子メールの場合 kajiso@city.settsu.osaka.jp
5. 市ホームページの問い合わせフォームからの提出

※提出に際してのお願い

- 氏名又は団体名、住所又は所在地、連絡先（電話番号）については必ずご記入ください。
- 用紙が足りない場合は、お手数ですがコピーしていただきますようお願いいたします。

摂津市子どもを虐待から守る条例

（案）…条文の詳細は紙面の都合で省略しています。

令和3年8月に、本市で3歳男児が虐待により亡くなるという痛ましい事案が起きました。

本市では、虐待への組織的な対応が十分に取れていなかったことを深く反省し、二度と同じような事案を起こさないよう、起こさせないように、体制の強化や関係機関等との連携強化、また、児童虐待対応の専門家を招へいし、職員のリスク認識の向上等に取り組んできました。

虐待は、子どもを恐怖に陥れるだけでなく、心身の健やかな成長を妨げ、人格の形成に重大な悪影響を与えるとともに、人としての尊厳を傷つけ、将来にわたって苦しみ、時として子どもの命をも奪ってしまう重大な人権侵害行為であります。

いかなる理由があっても、虐待は決して許されるものではありません。

虐待を未然に防ぐためには、保護者が抱える子育てに関する悩みや不安を解消することができるように、また、地域社会から孤立することがないように、地域全体で子育て家庭を支えていくことが重要となります。

そして、未来を担う子どもを虐待から守ることは、地域社会の責務と捉え、市、保護者、関係機関等及び

パブリックコメントの市民意見も踏まえて2-3月の市議会に議案として諮られます。

市民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、一体となって子どもを虐待から守る取組を推進することで、虐待のない地域社会を実現するために、この条例を制定します。

- 第1条（目的）
- 第2条（定義）
- 第3条（基本理念）
- 第4条（市の責務）
- 第5条（保護者の責務）
- 第6条（関係機関の責務）
- 第7条（市民等の責務）
- 第8条（妊娠期からの支援等）
- 第9条（未然防止）
- 第10条（早期発見）
- 第11条（通告及び相談に係る対応等）
- 第12条（虐待を受けた子どもへの支援）
- 第13条（虐待を行った保護者に対する指導及び支援）
- 第14条（児童虐待防止推進月間）
- 第15条（要保護児童対策地域協議会）
- 第16条（財政上の措置）
- 第17条（委任）



全文はこちらから
ご覧いただけます



12月議会で「パレスチナ自治区ガザへの攻撃中止と即時停戦を働きかける外交努力を求める意見書」…市議会全会一致で採択

日本政府に対して、「イスラエルに国際法違反の攻撃を中止するよう求め、双方に即時停戦を働きかける外交努力を尽くすこと」を求めるもので、共産党議員団の提案が実りました。

（※ 同趣旨の意見書案が大阪府議会では残念ながら他会派の反対で上程ならず。）